

# 唐津市原子力災害対応避難(行動)計画

平成28年11月

唐 津 市

## 目 次

第1	目的	1
第2	避難計画	
1	避難計画の考え方	2
2	原子力災害対策重点区域の設定	3
3	避難計画の概要	3
	(1) 陸上避難の方法	
	(2) 離島避難の方法	
	(3) 避難行動要支援者の避難の方法	
4	地区別の避難計画	5
第3	行動計画	
1	行動計画	6
2	避難指示の伝達	6
3	安定ヨウ素剤の配布・服用	6
4	避難等の留意事項	6
5	避難所の開設、運営	7
6	緊急時モニタリングの実施	7
7	防護対策用資機材の集積の実施	7
8	行政機能の移転	8
9	計画の修正	8

## 第1 目的

福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、国が定めた「原子力防災対策指針（平成28年3月1日付け改正）」に基づき、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一に発生した場合に備え、放射線の影響を最小限に抑える避難等の防護措置を確実なものとするために「唐津市原子力災害対応避難（行動）計画」を作成する。

なお、本計画に定めのないものは、「唐津市地域防災計画（原子力災害対策）」に基づくものとする。

## 第2 避難計画

### 1 避難計画の考え方

- (1) 本計画は、原子力災害発生後の放射線による影響を最小限に抑える防護措置として実施する避難等の対応を円滑に実施するために定める。
- (2) 本計画では、唐津市全域の市民等を、原子力発電所から半径30キロ圏外に避難できるよう避難経路、避難場所等を確保することを基本としているが、原子力災害の規模に応じて、措置の内容及び対象区域が限定的になることもあり得る。
- (3) 原子力災害時の防護措置を短期間で効率良く行うためには、原子力発電所からの距離に応じて重点を置いた対策を講じることが必要であり、予め原子力災害対策重点区域を定め、区域に応じて防護措置を実施する。

具体的には、概ね5キロの範囲を、予防的防護措置を準備する区域（以下PAZ）とし、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子炉施設の状態に応じて避難等の予防的な防護措置を優先的に実施する。

また、上記のPAZ以外の市域全てを、緊急時防護措置を準備する区域（以下UPZ）とし、原子力災害の事態の推移及び時間的な推移に応じて、PAZに次いで予防的な防護措置を実施する。
- (4) 避難等の防護措置が必要な区域及び措置の内容（避難、一時移転、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）は、事故の状況及び気象状況等に応じ、国、県又は市が連携、調整したうえで設定し、市民等に対する指示は市が行う。
- (5) 避難先については、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定する。

## 2 原子力災害対策重点区域の設定

本計画での原子力災害対策重点区域の具体的な範囲は、次のとおりとする。

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	
肥前町	京泊地区
鎮西町	鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区 沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区 古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区 石室上一班地区、石室上二班地区、石室下一班地区、石室下二班地区 横竹地区
呼子町	片島地区、加部島地区、殿ノ浦西地区

## 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

唐津市の上記区域を除く全域

## 3 避難計画の概要

（総務課、危機管理防災課、市政広報課、消防本部、関係各課）

本計画で定める避難は、市域全域の市民等を原子力発電所から半径30キロ圏外の各地区別に定めた避難先への広域避難とする。

※別紙1 **唐津市原子力災害対応避難(行動)計画の概要**

### (1) 陸上避難の方法

（財産管理課、商工ブランド課、観光課、道路河川管理課）

ア 陸上避難は、避難を円滑に実施するため、原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難場所へ、努めて主要避難経路（幹線道路等）を通り避難するものとする。

※別紙2-1～4 **唐津市原子力災害対応避難(行動)計画に係る主要避難経路図**

また、市は主要避難経路について、事前に市民に対して十分に周知を行う。

なお、避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通規制

及び交通誘導の強化が実施される。

- イ 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な市民等については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、あらかじめ地区ごとに指定した集合場所に参加して、市等の保有する車両にて避難を行うものとする。
- ウ イの手段でも避難手段が困難、不足する場合には、県が市からの依頼に基づきバス・タクシー協会、自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。
- エ 避難市民等の避難場所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難場所（施設）までの間の誘導を、避難受入市町の協力を得て行う。
- オ 避難場所の駐車スペースは、避難場所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

## (2) 離島避難の方法

(地域づくり課、財産管理課、商工ブランド課、観光課、道路河川管理課、水産課、みなと振興課)

- ア 離島からの避難については、島内の集合場所まで徒歩又は車両により移動した後、佐賀県又は唐津市が確保する船舶により最寄りの港（小川島、加唐島、松島、馬渡島については原則唐津港とする。）まで移動し、その後、佐賀県又は唐津市が確保するバス等により避難を行うものとする。

この場合の避難経路については、環境放射線モニタリングの測定結果等を考慮したものとする。

- イ 渡船等による避難が困難な市民等については、まずは集合場所に参加して、県が自衛隊又は海上保安部に要請し手配した船艇又はヘリコプターにより避難を行うものとする。

## (3) 避難行動要支援者の避難の方法

(福祉総務課、高齢者支援課、障がい者支援課、保健医療課、市民病院、学校教育課)

- ア 在宅の避難行動要支援者については、市が策定した「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自治会、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等の支援を

受け避難を行うものとする。

イ 病院・福祉施設等における入院・入所等の避難行動要支援者については、各施設が策定する避難計画等に基づき避難を行うものとする。

ただし、避難が困難な場合には、消防機関・自衛隊等の支援を求め避難を行うものとする。

また、搬送先の確保については、県、市、施設が連携し県外医療機関等を含めた対応を行うものとする。

#### (4) その他

PAZ 区域内や離島等において、早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行うものとする。

※別紙6 放射線防護対策施設

## 4 地区別の避難計画

(総務課、危機管理防災課、財産管理課、道路河川管理課、関係各課)

本計画で定める地区ごとの避難計画は、次のとおりとする。

※別紙3 唐津市原子力災害対応避難(行動)計画(各地区別避難計画)

## 第3 行動計画

### 1 行動計画

(総務課、危機管理防災課、関係各課)

国、県から特定事象発生又は緊急事態宣言があった場合は、佐賀県地域防災計画(原子力災害対策)及び唐津市地域防災計画(原子力災害対策)に準拠し行動するものとする。

### 2 避難指示の伝達

(総務課、危機管理防災課、市政広報課、消防本部、関係各課)

市は、緊急事態等の発生に伴い国、県により避難対象区域及び屋内退避対象地域等が決定された場合は、防災行政無線、行政放送、唐津ケーブルテレビ、FMからつ、災害情報メール、緊急速報メール、市及び消防団等の広報車、ホームページ、関係機関への電話・FAXなどのあらゆる手段を利用して避難の指示及び屋内退避等の市民等への伝達を速やかに行う。

※別紙4 **避難の指示等の伝達時の留意点**

### 3 安定ヨウ素剤の配布・服用

(保健医療課、福祉総務課、危機管理防災課)

市は国から(国の指針によりPAZ圏内は事前配布)安定ヨウ素剤の配布、服用の指示があるときは速やかに市民等へその指示を伝達し服用させる。

### 4 避難等の留意事項

(総務課、市政広報課、保健医療課、学校教育課)

- (1) 原子力災害が起きたときは市及び県からの正確な情報を得てあわてず落ち着いて行動する。
- (2) 避難区域内の市民等は、避難経路においては誘導員の指示に従い、落ち着いて行動

し、避難する。

(3) 屋内退避対象地域の市民で、どうしても自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝え避難する。

(4) 万が一、放射性物質が放出され相当程度の被ばくが想定される場合は、県において関係機関の協力を得て、原子力発電所から30キロ圏外の主要避難経路に救護所を設置し、避難市民等に対して避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等が実施され、避難市民等の安全の確保が図られる。また、必要に応じて、集合場所・救護所等で、避難市民等への安定ヨウ素材の服用が実施される。

(5) 退避・避難時の服装については、帽子、マスク、フード付レインコート、ビニール手袋、長ズボン、長靴などを着用しなるべく肌をさらさないようにする。

## 5 避難所の開設、運営

(総務課、職員課、市民課、福祉総務課)

(1) 市は、避難所に別途定める「職員派遣計画」に基づき職員を派遣し、それぞれの災害対策本部、受入市町又は避難市民との連絡調整に当たらせる。

(2) 市は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難市民の避難状況を把握する。

※別紙5 避難所での留意点

## 6 緊急時モニタリングの実施

(危機管理防災課、生活環境対策課、水道管理課、関係各課、関係市民センター)

市は、県が緊急モニタリング本部を設置した場合に、原子力事故の放射線の影響範囲を特定し、市民の避難や関係機関の活動の基盤とするため、県が配備したモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストにより、空間線量の測定を実施する。

## 7 防護対策用資機材の集積の実施

(保健医療課、福祉総務課、高齢者支援課、障がい者支援課、生活保護課、商工ブランド課、関係市

民センター)

市は、庁舎等が避難対象区域に該当する場合には、これらにある防護対策用資機材を、トラック協会等へ協力を要請し、佐賀土木事務所へ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護対策資機材の搬出は中止する。

## 8 行政機能の移転

(企画政策課、総務課、市政広報課、関係各課)

(1) 市の庁舎が避難対象区域に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先に移転する。

※市の行政機能の移転先は、佐賀市の佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ 佐賀）とする。

この場合、移転後も地域市民に対する行政サービスがより円滑に行えるように、基本的に移転先を地域市民の避難地域と同一とする。

(2) 市は、庁舎が機能移転する場合には、その旨を避難対象区域外の市民に周知すると同時に、避難対象区域外の支所機能との連携を図る。

(3) 庁舎機能移転に当たっては、市民等の避難を優先するとともに災害対策本部機能を移転させ、その業務を遂行できるように努める。

(4) 行政機能の移転に係る細部の移転計画は、別途定める「唐津市業務継続計画」によるものとする。

## 9 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。